

## 【とよなか地域ささえ愛ポイント事業について】

### （一問目）

市議案第116号令和元年度豊中市介護保険事業特別会計補正予算第3号の債務負担行為補正の内、事業運営等業務について伺います。議案参考資料P.22に事業運営等業務1億2870万円の内訳が記載されており、その中にとよなか地域ささえ愛ポイント事業がありますが、その予算額と用途を教えてください。

### ＜答弁＞

とよなか地域ささえ愛ポイント事業にかかる令和元年度の債務負担行為補正における予算額は618万円で、用途につきましては、事業の運営管理にかかる委託料です。

### （二問目）

とよなか地域ささえ愛ポイント事業は、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の高齢者）で登録をされた方が対象で、何らかの支援が必要な高齢者に社会貢献活動を行うことで、年間上限5000ポイントが付与され、100ポイントにつき100円の支援金を受け取れるものですが、ここ数年の登録者数、実際に支援金を受け取った方の数の推移を教えてください。

### ＜答弁＞

過去3年間の登録者数と支援金支払者数の推移は、平成28年度は登録者851人に対して支払い者727人、平成29年度は879人に対して770人、平成30年度は947人に対して812人です。

### （三問目）

ささえ愛ポイントの対象となる活動について、具体的に教えてください。また、対象となる活動は、これまでどのくらい増えてきたのかも合わせて教えてください。

### ＜答弁＞

ポイント付与の対象となる活動は、市内の介護保険施設等におけるボランティアセンター及び校区福祉委員会活動における高齢者支援活動などに加え、平成30年度には、介護予防・日常生活支援総合事業における住民のささえあい活動である「ぐんぐん元気塾や福祉便利屋事業のコーディネーター」、認知症高齢者やそのご家族・地域住民が気軽に集える「おれんじカフェ」などに活動対象を拡大しております。

### （四問目）

高齢者がボランティアでされている社会貢献活動の中には、ささえ愛ポイントの対象となっていない活動が少なからずあるように思いますが、市の認識や見解をお聞かせ下さい。少しでも、ささえ愛ポイントの対象に出来るような工夫や対応はこれまで何かされてきたのでしょうか。

### <答弁>

事業対象活動以外にも様々な高齢者の社会貢献活動が、存在していると認識しておりますが、それら全てを本事業の対象とすることは、事業の運営管理上難しいと考えています。

対象活動の拡大については、学識や民間事業者、行政等で組織する「とよなか地域ささえ愛ポイント事業推進委員会」での検討を踏まえながら、本事業委託先の社会福祉協議会とともに対象活動の拡大について、その可能性を検討してまいります。

### (五問目)

そもそも、ささえ愛ポイント事業の対象活動は高齢者支援活動に限られていますが、事業の実施目的が、高齢者自身の介護予防の推進や新たな地域福祉の人材として、いきいきとした地域社会づくりに貢献してもらうことであるならば、高齢者支援活動に限らず、子どもの見守り活動など地域での様々な活動も、対象活動に入れていくことは検討できないか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

現在、令和2年度に向けて、活動の対象を「高齢者支援活動」に限らず、「子育て支援活動」にも拡大することを検討しております。

### (六問目)

高齢者自身の介護予防の推進や新たな地域福祉の人材として地域社会づくりに貢献してもらうとの事業目的は、どの程度、果たしてこられたと評価されているのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

本事業の登録者や支援金の申込者が増えている状況から、地域福祉活動等に関心を持ち参加される高齢者は増加しており、その活動が、ご自身の生きがいや介護予防につながるとともに、地域福祉の担い手として活躍頂くことで、身近な地域における支え合いの充実や地域の活性化に寄与しているものと考えています。

### (意見・要望)

この事業の実施目的が、高齢者自身の介護予防の推進や新たな地域福祉の人材として、いきいきとした地域社会づくりに貢献してもらうことであるならば、対象となる活動が高齢者に対する支援に制限する必要はないと思います。地域福祉の担い手として、小学生の登下校の見守りであったり、放課後こどもクラブや保育園でのお手伝いだったり、子育て支援センターや図書館、公民館等での催しのお手伝いであったり、色んな形で活躍の場があると思います。現在、来年度に向けて、活動の対象を子育て支援活動にも拡大することを検討しているとのことでしたので、予算上の問題や管理上の問題など課題はあるかと思いますが、ぜひ、対象となる活動の拡大を模索し続けて頂きたいと思います。また、事業評価について、登録者や支援金の申込者数の推移で、新たな地域福祉の担い手が徐々にですが増えてきていることは

分かりますが、高齢者自身の介護予防の推進に関しては、事業の効果がよく分かりませんので、ぜひ、登録者や実際に支援金を受け取られた方に、この事業についてどのような感想や評価をされているのか、調査をして頂けたらと要望しておきます。

## 【災害援護資金の債権の放棄について】

### （一問目）

市議案第138号債権の放棄について伺います。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が施行されることに伴い、保証債権の放棄に関する特例が設けられたことから、今回、保証債権40件、元金と利息合わせて、約5000万円の債権を放棄するとのことでした。今回、債権放棄を予定している保証人の方々の生活状況や返済能力などを考慮した上での債権放棄なのか、無条件の債権放棄なのでしょうか。

### ＜答弁＞

従来の法律では災害援護資金の貸付けにあたっては保証人が必須でしたが、平成31年4月1日に施行された改正法により、これ以降の災害について「保証人を必須とする要件が撤廃」されたところです。一方、阪神・淡路大震災にかかる災害援護資金については自治体の管理コストも課題となっており、平成31年4月1日以前の災害については令和元年8月1日に施行された改正法により、地方自治法の規定により議会の議決を経て保証人の権利を放棄出来ることが明記されました。貸付金は国・府からの原資をもとに市で貸付を行っており、原資の返還期限が今後延長される可能性はあるものの、現時点では今年度末となっていることから、全ての保証債権の整理を行い、主債務者の債権回収に取り組む必要があると考えています。

### （二問目）

今回は保証人の債権放棄だけで、ご本人の債権は残る訳ですが、阪神・淡路大震災発生から20数年経過して未だに残っている債権の回収や整理についての計画は立てておられるのでしょうか。そもそも、債務者の生活状況や返済能力などは把握されているのでしょうか。債権の回収や整理等に関する今後の見込みについても合わせて教えて下さい。

### ＜答弁＞

法改正に伴い、収入や資産状況の報告を官公署に閲覧や提出を求めることができるようになったことから、現在、本人の戸籍や税情報を確認し現住所や収入状況などを調査しているところです。今後、調査結果をもとに、関係部局と連携して債権の回収や整理について検討してまいります。

### （意見・要望）

これまで、なかなか簡単には調査を進めることが出来なかった主債務者の現住所や収入状況などを、法改正によって進めやすくなったことから、現在、調査をされているとのことですが、まずは、しっかりと調査をして主債務者の現状把握をして頂きたいと思っております。その上で、可能な範囲での回収をして頂きたいと思っておりますが、阪神・淡路大震災から20数年経過し、未だに残っている債権の回収、しかも、そのほとんどは、主債務者の状況をこれまで把握できてこなかったり、ここ最近、返済が

なかった債権だったりということなどを考慮すると、現在の調査によって、主債務者が亡くなっていたり、返済能力がなかったりといったケースも少なからずあるかと思えますので、「災害援護資金については自治体の管理コストも課題」とのご答弁もありましたし、ご本人の債権であっても整理も同時に進めていくべきではないかと意見しておきます。